

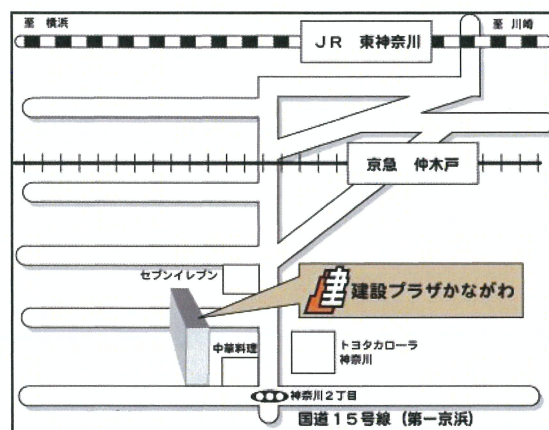
外国人雇用者

学習交流セミナー

日時 2月20日(木) 午後3時～
会場 建設プラザかながわ2F

2020年1月から、外国人を雇用するには、建設業許可取得が前提になります。また、月給制の採用。技能実習生については、建設キャリアアップシステムへの登録が必要になります。

さらに、2022年からは技能実習生の数は、常勤雇用者数が上限になり、常勤雇用者が30人未満の事業所は3人が上限になるなど、法改正が実施されます。法改正について学び、適正雇用について学ぶセミナーです。



講演

- ① 特定技能制度の活用に伴う留意点
在留管理制度と不法就労について
講師:東京出入国在留管理局横浜支局
- ② 外国人労働者の適正な雇用について
技能実習制度内容と法改正について
講師:全建総連労田久対部長

講演後、**名刺交換会**を開催いたしますので**名刺**をお持ち下さい。

これから外国人の雇用
を考えている事業主の
方もご参加下さい。

主催 神奈川県建設労働組合連合会

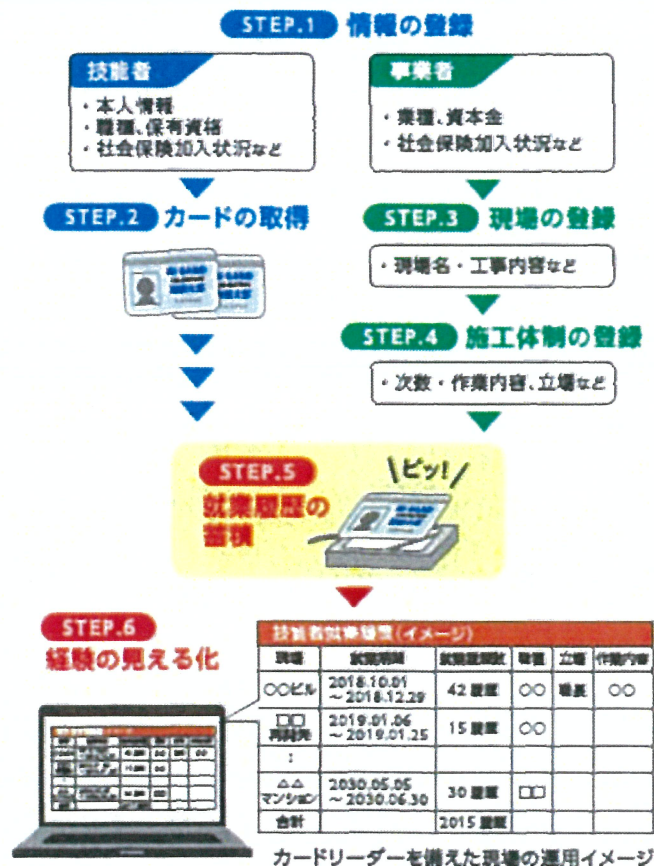
〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-19-3 建設プラザかながわ3階 TEL045-453-9701

こう変わる⇒技能実習生と外国人労働者

- ▶ 建設業許可の取得が前提に(2020年1月から)..... ☒
- ▶ 月給制の採用(2020年1月から)..... ☒
技能実習生失踪の原因の7割は「低賃金」が理由。月給制が原則に。
- ▶ 建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録(2020年1月から)..... ☒
受入れ事業所は「事業者登録」、特定技能外国人・技能実習生は「技能者登録」が必須に。
- ▶ 技能実習生の数は常勤雇用者数が上限に(2022年4月から)..... ☒
常勤雇用者30人以下の事業者は、3人が受入れ上限に。

チェック ☒

登録しましたか？ キャリアアップシステム(CCUS)



セミナー参加申し込み書

所属組合

組合 支部

事業所名

職 種

参加者名

参加申し込みは、所属組合に提出してください。当日の参加をお待ちしています。

適用している場合は口チェックを入れて下さい。